



魚沼市エコマーク
「清らかな川がずっとつづくように」

第2次魚沼市 環境基本計画

豊かな自然と人が共生するまちづくり
(改訂版)



令和3年3月改訂

魚沼市

はじめに



魚沼市は、尾瀬国立公園や越後三山只見国定公園を有し、清らかな水と緑に囲まれ、魚沼産コシヒカリに代表される良質で食味評価の高い農産物の産地として全国的にも高い知名度を誇り、また、豊かな自然が織りなす四季折々の美しい風景や独特の気候がもたらす美味しい食材とともに、訪れる人には癒しと感動を与え、暮らす人々には生活の糧と喜びを与えてくれるまちです。

しかしながら、昨今では冬の異常少雪や夏の酷暑、ゲリラ豪雨など、地球温暖化が原因とみられる異常気象やそれらに起因する自然災害が頻発しており、私たちの財産である自然環境とその恵みにも影響が生じつつあります。

また、生活様式の多様化や暮らしの利便性向上は、そのことへの引き換えとして資源の枯渇を誘引することになったほか、環境の汚染や破壊の進行が大きく懸念される状況に置かれることとなりました。

こうした中、令和2年には菅義偉内閣総理大臣が施政方針演説において、西暦2050年までにカーボンニュートラル「脱炭素社会」の実現を目指すことを宣言し、国を挙げて温室効果ガスの排出削減を進めることとしました。

私たちは、魚沼市の素晴らしい環境を未来の世代に引き継がなければなりません。本市では、平成19年に「環境基本条例」を制定し、平成21年には「自然環境都市宣言」を行いました。今こそ、これらの理念を市民の皆様全員からご理解いただき、一人ひとりが環境保全に向けた取組を実践することが求められています。

こうした状況に鑑み、本市は、第二次魚沼市総合計画における環境衛生・自然分野の基本目標として「豊かな自然と人が共生するまちづくり」を掲げ、これを推進するための基本方針として、令和7年度までの10年間を計画期間とする「第2次魚沼市環境基本計画」を平成27年度に策定しました。

このたび計画期間の中間年を迎えたことから、前期5年分の実績を踏まえた後期5年分の目標を再確認するとともに、社会情勢の変化に合わせて記述内容の一部見直しを行いました。

環境保全に向けた対応は私たちが生きていくうえで避けて通れない課題です。時間的余裕はありませんので、引き続き、市民の皆様をはじめ、事業者、行政が力を合わせつつ、それぞれの立場において環境を守る取組を進めながら、魅力あふれる魚沼市をともに創ってまいりましょう。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月
魚沼市長 内田 幹夫

第1章

計画の基本的な考え方

第1節	背景と目的	1
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	計画の対象	4
第4節	計画期間	4

第2章

魚沼市の目指す環境の姿

第1節	目指す環境像	5
第2節	目指すまちの姿	5

第3章

現状と課題、施策の方向

第1節	豊かな自然の保全と育成	6
	(1) 豊かな自然と美しい景観の保全	6
	(2) 森林と里山の再生	10
第2節	自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進	12
	(1) 自然環境を活かした地域づくりの推進	12
	(2) 森林資源の利活用の推進	15
第3節	自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造	16
	(1) 環境教育と環境学習の推進	16
	(2) 市民協働による環境保全活動の推進	17
第4節	循環型社会環境の整備	19
	(1) ごみの減量化とリサイクルの推進	19
	(2) 地球温暖化対策の推進	23
	(3) 公害の抑制と生活環境の保全	26

第4章

計画の推進体制

第1節	推進体制の整備	30
第2節	計画推進の考え方	30
第3節	環境指標	31

付属資料

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 背景と目的

(1) 第2次計画の取組と検証

魚沼市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本理念と基本方針を定めた魚沼市環境基本条例を、平成21年4月に制定しました。

また、同条例の基本理念を継続して実現するために、第1次計画に継ぐ計画として平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする第2次魚沼市環境基本計画を策定しました。「豊かな自然と人が共生するまちづくり」を基本目標に掲げ、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成21年5月には、恵み豊かな自然環境を守り育てるために「魚沼市自然環境都市」を宣言しており、市民が豊かな自然環境の恵みを将来にわたって享受する権利を有することと、引き継ぐ義務を担っていることについても言及しています。

さらに、平成22年度を「環境政策元年（緑の年2010）」と位置づけていることから、多岐にわたる環境施策について積極的な取組を行っており、魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、魚沼市バイオマス活用推進計画（平成21年2月策定バイオマスタウン構想の改訂版）を実施する中で、地球温暖化対策やバイオマスの活用による循環型社会の実現に向けた取組についても引き続き推進しています。

令和元年度には、第二次魚沼市総合計画の市民アンケート結果から、これまでの施策の実施について、満足している指数は約4割と相対的に低調であります。重要度を示す指数は相対的に約7割となっていることが明らかになりました。

(2) 新しい課題への対応と計画の見直し

温室効果ガスの増加による気候変動の問題、動植物の乱獲による生態系への影響の懸念、騒音や悪臭等による生活環境の悪化、ごみ処理の広域化の推進等、引き続き取り組むべき課題がある一方で、東日本大震災の影響によるエネルギー供給の構成変化、手入れがされなくなって生物多様性が低下した里山の保全、自然環境や森林資源を活用した教育や観光、交流による地域活性化、市民協働による環境保全の推進等への対応も引き続き必要になってきています。

これまでの課題等に対応し、魚沼市環境基本条例と環境都市宣言の基本理念の実現と、自然環境の保全や循環型社会環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、第2次計画を必要に応じて見直し、第2次魚沼市環境基本計画を一部改訂するものです。

今回の計画の改訂にあたっては、第二次魚沼市総合計画後期基本計画の策定を踏まえ、一部所要の見直しを行いました。したがって、基本的には現状の施策等にほぼ変更がないため、細部の見直しと調整を行いました。

基本理念（魚沼市環境基本条例第3条）（平成19年4月1日）

- 1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な、課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。

魚沼市自然環境都市宣言（平成21年5月1日）

魚沼市は、越後三山に連なる山々に抱かれ、魚野川、破間川に代表される多くの清らかな河川、湖沼を有し、水と緑に育まれた美しいまちです。

森林は、水源をかん養し、水質を浄化し、洪水などの自然災害を防ぐ役割を果たしています。また、里山に咲く山野草は私たちにやすらぎと潤いを、山菜やきのこは私たちに恵みを与えてくれます。

私たちは、自然と調和し、健康で快適な生活を営む権利を有するとともに、この豊かな自然を未来に生きる子どもたちに引き継がなければなりません。

魚沼市は、恵み豊かな自然環境を守り、育てるため、ここに「自然環境都市」を宣言します。

■ 第2次魚沼市環境基本計画環境指標達成状況及び前期見込評価（平成28年～令和元年）

指標項目		単位	H28年度 《実績値》	H29年度 《実績値》	H30年度 《実績値》	R1年度 《実績値》	R7年度 【目標値】	達成率 (R1/R7)	目標年との比較 (R1とR7の比較)	判定	評価 S・A・B・C・D		
1	豊かな自然の保全と育成	(1)豊かな自然と美しい自然景観の保全											
		国立・国定公園の指定箇所数	箇所	2	2	2	2	2	100.0%	充足	○	B	
		国立・国定公園の指定面積	ha	47,005	47,005	47,005	47,005	47,005	100.0%	充足	○		
		鳥獣保護区の面積	ha	49,522	49,522	49,522	49,522	49,522	100.0%	充足	○		
		県立自然公園、自然(緑地)環境保全地域の指定	箇所	1	1	1	1	1	100.0%	充足	○		
		市指定天然記念物の指定件数	件	8	8	7	7	8	87.5%	1件不足	≠○		
		市指定自然環境保全地区の指定箇所数	箇所	2	3	3	4	5	80.0%	1箇所不足	≠○		
		(2)森林と里山の再生											
森林体験学習の参加者数	人	240	267	328	356	370	96.2%	14人不足	≠○	C			
森林整備面積(累積)	ha	612	645	675	710	1,063	66.8%	353ha不足	≠○				
2	自然の恵みづくりを推進	(1)自然環境を活用した地域づくりの推進											
		都市公園 奥只見レクリエーション都市公園	箇所	5	5	5	5	5	100.0%	充足	○	B	
		都市公園 都市公園	箇所	10	10	10	10	10	100.0%	充足	○		
		農村公園 農村公園	箇所	17	17	17	17	17	100.0%	充足	○		
		その他公園 その他公園	箇所	26	25	25	25	26	96.2%	1箇所不足	≠○		
		自然を活用した体験事業の参加者数	人	9,392	8,754	8,976	9,512	9,400	101.2%	充足	○		
		(2)森林資源の利活用の推進											
		森林資源の利用量	t	3,007	2,345	2,589	2,761	3,300	83.7%	539t不足	≠○	C	
3	自然に親しむ、誇りを創出	(1)環境教育と環境学習の推進											
		浅草山麓エコ・ミュージアム事業の参加者数	人	7,862	7,587	9,945	10,678	25,000	42.7%	14,322人不足	≠○	C	
		環境学習講座等の参加者数	人	1,941	1,925	1,964	1,431	1,700	84.2%	269人不足	≠○		
		(2)市民協働による環境保全活動の推進											
		環境保全活動を目的とした団体数	団体	10	12	12	13	17	76.5%	4団体不足	≠○	B	
		(1)ごみの減量化とリサイクルの推進											
一般廃棄物の排出量	t	14,549	14,771	14,486	13,907	11,819	117.7%	2,088t超過	≠○	C			
一般廃棄物のリサイクル率	%	17.4	17.1	16.7	16.5	19.0	86.8%	2.5%不足	≠○				
一般廃棄物の最終処分(埋立)量	t	1,184	1,212	1,224	1,174	1,005	116.8%	169t超過	≠○				
市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量	g	1,069	1,103	1,088	1,063	990	107.4%	73g超過	≠○				
4	循環型社会環境の整備	(2)地球温暖化対策の推進											
		温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出量	t	321,084	314,558	算定中	算定中	232,804	算定中	算定中	≠○ (仮)	C	
		再生可能エネルギー機器設置件数(年間)	件	13	13	19	18	60	30.0%	42件不足	≠○		
		バイオマスの利用率	%	88.0	92.3	91.0	83.0	94.0	88.3%	11%不足	≠○		
		市内の環境 マネジメント システム導 入事業者数	①ISO14001	事業者	5	5	5	9	10	90.0%	1事業者不足		≠○
			②KES	事業者	2	2	1	1	4	25.0%	3事業者不足		≠○
			③エコアクション21	事業者	1	1	1	1	10	10.0%	9事業者不足		≠○
		(3)公害の抑制と生活環境の保全											
		騒音環境基準達成率(指定地域・一般)	%	33.3	66.7	66.7	100.0	80.0	125.0%	充足	○	C	
		騒音環境基準達成率(指定地域・道路)	%	100.0	100.0	100.0	66.7	80.0	83.4%	13.3%不足	≠○		
水質汚濁環境基準達成率(指定河川・BDO)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	充足	○				
汚水処理人口普及率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	100.0	99.8%	0.2%不足	≠○				
汚水処理水洗化率	%	95.9	96.2	96.5	96.7	98.0	98.7%	1.3%不足	≠○				
不法投棄物回収処理量	t	4.9	4.0	3.7	5.3	5.0	106.0%	0.3t超過	≠○				
環境美化運動の参加者数	人	11,708	8,581	8,023	7,737	13,200	58.6%	5,463人不足	≠○				

※ 評価方法については、第二次魚沼市総合計画評価基準に準拠

第2節 計画の位置づけ

この計画は、本市における環境施策を推進するうえでの基本的な計画であり、魚沼市環境基本条例第8条に基づき、同条例第3条の基本理念や魚沼市自然環境都市宣言の理念の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境の保全に関する長期的な目標、施策の大綱、環境配慮のための指針を定めるものです。

また、第二次魚沼市総合計画の環境分野の個別計画として位置づけられるとともに、市の環境分野の他の個別計画及び環境に影響を及ぼす施策に対して基本的方向性を与えるものです。

さらに、市民、事業者、団体が果たすべき役割や環境保全に向けた取組の指針を示すものであり、それらが実施する取組についても本計画との整合に配慮されることが期待されます。

第3節 計画の対象

本計画が対象とする地域は魚沼市全体とし、対象とする主体は市民、事業者、市とし、それぞれの立場で役割を分担することとします。

また、本計画における施策の対象、環境の要素は、魚沼市環境基本条例第7条に掲げる次の事項です。

1. 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。
2. 生態系の多様性の確保及び希少な野生生物の保護並びに樹林地、農地、水辺等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間が共生する豊かな環境を確保すること及び人と自然の豊かなふれあいを確保すること。
3. 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並びに文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
4. 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

第4節 計画期間

計画期間は、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間とします。

ただし、市を取り巻く社会状況の変化や環境課題への対応、技術の進歩等をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章

魚沼市の目指す環境の姿

第1節 目指す環境像

第二次魚沼市総合計画の環境衛生・自然部門の基本目標から、目指す環境像（基本理念）を次のように設定します。

豊かな自然と人が共生するまちづくり

美しい魚沼の四季、これを織りなす雄大な自然を守り、活かし、親しみながら共生し、魅力あふれるまちづくりをすすめます。

第2節 目指すまちの姿

目指す環境像を実現するために、以下の4つの基本目標を設定し、施策を展開します。

1. 豊かな自然の保全と育成

豊かな自然が織りなす美しい四季の姿や原風景は、先人たちが守り続けてきたかけがえのない財産です。美しい山々の風景、森林や里地・里山^{※1}、水辺の環境を守り育て、大切な財産として後世まで引き継いでいきます。

2. 自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進

魚沼の豊かな森林や水、雪等の自然資源の利用をすすめます。

また、美しい山河や里山、田園等の自然を活かし、交流人口の増加等地域の活性化につなげます。

3. 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造

自然とふれあい、ふるさとの価値や良さを知り、誇りを持てるよう、子どもから大人までみんなで取り組む環境教育・学習の充実や啓発活動により、環境意識の高揚を図ります。

4. 循環型社会環境の整備

環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会を目指し、地球温暖化の防止やごみの減量化及び再資源化をすすめ、省エネルギーの促進や自然エネルギーの活用を推進します。

※1 里地・里山

里地・里山とは、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。農林業等に伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。

里地・里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材等自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。

〔「里地里山とは」(環境省) (<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html>) を編集して作成〕

第3章

現状と課題、施策の方向

環境像：豊かな自然と人が共生するまちづくり

第1節 豊かな自然の保全と育成

- 1 豊かな自然と美しい景観の保全
- 2 森林と里山の再生

第2節 自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進

- 1 自然環境を活用した地域づくりの推進
- 2 森林資源の利活用の推進

第3節 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造

- 1 環境教育と環境学習の推進
- 2 市民協働による環境保全活動の推進

第4節 循環型社会環境の整備

- 1 ごみの減量化とリサイクルの推進
- 2 地球温暖化対策の推進
- 3 公害の抑制と生活環境の保全

第1節 豊かな自然の保全と育成

(1) 豊かな自然と美しい景観の保全

【現 状】

本市は県内第4位の94,676haの広大な面積を有し、そのうち83%を森林が占めています。その山林のうち約58%は尾瀬国立公園や越後三山只見国定公園等の自然公園に指定されており、ラムサール条約※1登録湿地でもある尾瀬の湿原や、日本百名山に数えられる越後駒ヶ岳・平ヶ岳等の美しい自然を形成しています。

また、本市は日本有数の豪雪地帯であり、山岳部に降り積もった雪は春になると雪解け水になって山麓の支流に流れ、佐梨川、破間川、そして魚野川等の清流に注ぎ、市内の田畑を潤し、特産品である魚沼産コシヒカリやユリ等を育てています。

こうした雄大な自然の中に、国の天然記念物に指定されているイヌワシやヤマネ等の希少な生物が生息しており、イヌワシ等の希少鳥類に極力影響を与えないように配慮して活動している事業者もあります。また、里地・里山、田畑、用水路や溜め池等、我々の生活に身近なところでも多くの動植物を見ることができます。その中には、ツキノワグマやニホンザル等、里山に人が入らなくなったことにより、人の生活圏と山との緩衝地帯が無くなり、人里近くに出没して人や農作物に被害を及ぼす動物もいます。

※1 ラムサール条約

湿原の保存に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効。日本では当該湿地等を国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の捕獲や一定面積以上の植物採取や埋立等の行為に環境省の許可が必要となる。また、鳥類だけではなく、絶滅のおそれのある動植物が生育・生息していたり、その地域を代表する湿地等も登録される。



魚野川と越後三山



尾瀬国立公園

■ラムサール条約 : 湿地登録 (高層湿原) 【尾瀬】 8,711ha 新潟県・群馬県・福島県

■自然公園

公園名	区 域	面積 (ha) (全体)
尾瀬国立公園	福島県、群馬県、栃木県、魚沼市	1,156 (37,200)
越後三山只見国定公園	福島県只見町、南魚沼市、魚沼市、三条市	45,849 (86,129)

■自然環境保全地域

地域名	所在地	保全対象	面積 (ha)
権現堂山、唐松山	江口ほか、須川	植物 (アズマシャクナゲ)	普通地区 68.7ha

■魚沼市の主な国・県・市の指定天然記念物

特別天然記念物

指定	地区名	所在地	名 称	備 考
国	湯之谷	下折立	尾瀬	新潟県 (魚沼市)・群馬県・福島県にまたがる「湿原」
	魚沼市内	新潟県・他	ニホンカモシカ	哺乳類

天然記念物

指定	地区名	所在地	名 称	備 考
国	魚沼市内	新潟県・他	イヌワシ	鳥類 ※平成9年蛇子沢流域ワシタカ類モニタリング調査
	魚沼市内	新潟県・他	オジロワシ	鳥類 ※平成9年蛇子沢流域ワシタカ類モニタリング調査
	魚沼市内	新潟県・他	ヤマネ	哺乳類 ※平成15年浅草山麓ヤマネ生息確認調査
県	広神	滝之又	滝之又の二本杉	1本：樹高49m・目通り約7m、 1本：高約47m・目通り約6m
市	堀之内	新道島	新道島羽黒神社の大杉	推定樹齢800年、樹高29m、幹周7.3m
		干溝	干溝諏訪神社の大樺	推定樹齢600年、樹高35m、幹周11.0m
	小出	原虫野	原虫野の座禅草群生地	ザゼンソウ・他
	湯之谷	七日市	不動院の大銀杏 ^{いちよう}	推定樹齢600年、樹高45m、幹周6.6m
	守門	須川	須川の大銀杏 ^{いちよう}	推定樹齢280年、樹高20m、幹周4.0m
		長鳥	万治ヶ池	氷河期からの動植物が生息
高倉		池ノ山の池	氷河期からの動植物が生息	

【課題】

本市の自然が豊かであることに疑問の余地はありませんが、実際にどのような動植物が生息しているのか継続的な調査がされていなかったことから、市内の自然環境を明らかにするために、平成23年度から「自然環境保全調査」を実施し、市内の里地・里山の植物、鳥類、昆虫（トンボ類とチョウ類）の生息状況を調査してきました。

調査によって市内の自然環境が少しずつ分かってきており、サワランやトキソウ等の植物、イヌワシ等の鳥類、マダラナニワトンボやギフチョウ等の昆虫をはじめとする絶滅危惧種^{※1}を含む多くの生物が確認されました。しかし、広大な面積を有する市内の自然環境を全て明らかにするには、今後も継続した調査が必要です。また、これまで調査対象としていなかった地域、生物の状況も調査する必要があります。

また、市内に生育・生息するサワランやトキソウ、ギフチョウやオオクワガタ等の希少な生物が、市内外の愛好家等により大量に盗掘、捕獲されており、地域から保護を訴える声が寄せられています。自然環境保全条例による保全地区や保護動植物の指定等、これら市内の貴重な動植物を保全する仕組みづくりが求められています。

市内には貴重な動植物が生育・生息している一方で、国内に侵入してきたブラックバスやオオキンケイギク等の外来生物^{※2}により、これまで培われてきた地域の生物多様性への影響が懸念されています。

また、近年、ツキノワグマやニホンザルが人里付近に出没し、人や農作物に被害が発生しており、野生生物の保護と被害防止のバランスをどのようにとっていくかが課題となっています。

※1 絶滅危惧種

絶滅のおそれがある生物で、日本国内では環境省が指定しレッドリストとして公表している。この他に、県や市町村で独自に指定しているものもある。絶滅の危険度に応じて絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種等の分類がある。

魚沼市の自然環境保全調査で確認された環境省および新潟県の絶滅危惧Ⅰ類の生物としては、サワラン、トキソウ等の植物、イヌワシ、クマタカ、チゴモズ等の鳥類、マダラナニワトンボ、ミヤマシジミ、クロシジミ、オオウラギンヒョウモン等の昆虫がある。

※2 外来生物

外来生物とは、外国が原産の生物で人間の活動（観賞用やペットとしての輸入や他の荷物に紛れる等）によって日本国内に入ってきた生物のことである。

外来生物の中には、周囲の生物を捕食したり生息地を奪ったりする等、日本の在来種の存在を脅かすものや、人間や農林漁業に被害を与えるものもある。

国ではそれらの外来生物を特定外来生物として指定し、輸入、栽培・飼育等を禁止している。

魚沼市内で確認された特定外来生物としては、植物では緑化植物等として侵入してきたオオキンケイギクやオオハンゴンソウ、魚類では人為的な放流により日本各地の湖沼で生息地を拡大してきたオオクチバス（いわゆるブラックバス）等がある。



オオキンケイギク



人里近くに出没したニホンザル

【施策の展開】

①自然景観

- 市内の国立公園、国定公園内の開発行為等については今後も、国、県と連携した適切な管理に努めます。
- 国立公園、国定公園以外の場所においても市として保全すべき自然景観を有している地域について保全の必要性を検討し、自然環境保全条例等による保全地区の指定等市独自の保全を図ります。
- 市内の天然記念物の現況確認を行うとともに、必要な場合は保全について検討します。
- 地域の湧水、清水を見直し、保全について検討します。

②生物多様性

- 自然環境保全調査を計画的に継続して実施し、市内の自然の状況把握に努めます。
- 自然環境保全調査の調査報告会（生物多様性セミナー）や報告書の市民向け概要版の発行を通じて、市内の自然環境の豊かさや保全の重要性について、積極的な市民啓発に努めます。
- 自然環境保全条例により保全地区や保護動植物を定め、多様な主体との協働による生物多様性の保全の取組をすすめます。
- 事業者や関係機関と連携したイヌワシ等の天然記念物や希少生物の生息地の現況調査及び、保全が必要な場合の保全事業の実施や自然環境保全条例による保全地区指定を検討し、規制とパトロール体制の構築を検討します。
- 市内に生息する外来生物について市有施設における駆除に加え、市民、事業者の意識を高めるための啓発・情報提供を積極的に行い在来生物の保全に努めます。
- 県の定める鳥獣保護管理事業計画を遵守し、狩猟の許可を適正に行いながら鳥獣の保護及び管理に努めます。
- 有害鳥獣対策として関係機関、団体と連携し、迅速かつ的確な対応に努めます。

(2) 森林と里山の再生

【現 状】

本市の森林面積は78,853haであり、土地面積に対して83%と極めて高くなっています。その大部分を落葉広葉樹が占めており、人工林※¹の占める割合は8%程度となっています。

人工林については、大部分がスギとなっており、戦後に植林されたものが多くなっていますが、木材価格の低迷等による林業採算性の低下や高額な保育費用、過疎化・高齢化等により森林資源の利用が減少し、手入れが行き届かない林地が多くなっています。

また、天然林※²については大部分が広葉樹のブナ、ナラ、カエデ、ホウノキ等となっています。薪や木炭等の自家用燃料等として利用してきた里山は、化石燃料への転換が進んできたことから、伐採がされず手入れが進んでいない状況となっており、鳥獣被害の一因にもなっています。

このように森林・里山に対する人々の関わりが薄れ、その手入れがされず、荒廃が進んでいることから、森林の有する二酸化炭素吸収機能や水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能等の多面的機能が十分に発揮されていない状況にあります。



人工林（スギ林）



天然林（ブナ林）

※1 人工林

おもに木材の生産目的で人の手で育てられている森林。日本の人工林のほとんどはスギ、ヒノキ、カラマツ等比較的成長が速く、建築資材等に利用できる針葉樹林となっている。

※2 天然林

おもに自然の力によって成り立った森林。周囲の樹木から運ばれてきた種子が発芽・成長して森林が形成・維持されているため、一般的には多様な種類や年輪が入り混じっている。また、天然林は人の手が入っていないということではなく、経済的な価値のある樹木を育てるために伐採や苗木の植栽等人の手が入っても、成立過程が主として自然の力によるものである場合は天然林という。

■ 森林の現況

単位：ha

区分		森林面積	人工林	天然林
国有林		27,126	1,168	25,958
民有林	県有林	262	178	84
	市有林	13,630	940	12,690
	私有林	37,835	4,195	33,640
	小計	51,727	5,313	46,414
合計		78,853	6,481	72,372

出典：2020年農林業センサス・平成30年度末森林簿

【課題】

森林・里山の有する多面的機能を発揮させるためには、荒廃している森林・里山の手入れをしていく必要があります。そのためには市民の森林・里山の重要性に関する理解と積極的に森林や里山の整備に関わる体制づくりが重要となっています。

森林・里山を再生するためには、老齢木を伐採し、新たな植林を行い、育てていく森林の循環サイクルを構築するとともに、それぞれの特性に応じた森林・里山づくりが課題となっています。

【施策の展開】

- 森林・里山を活用した林業体験、自然観察会等の体験活動や環境学習への取組を推進し、森林・里山に関する啓発活動を行います。
- 森林・里山の特性に応じた適正な管理や計画的な整備の促進を図るため、森林所有者の経営意欲を高めるとともに、林業の活性化に向けた取組を推進します。
- 森林・里山の再生に向けた伐採の推進を図るため、森林資源の活用促進に向けた取組を推進します。
- 森林整備と連携した里山機能の復活を推進し、野生生物との共生を図ります。

第2節自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進

(1) 自然環境を活かした地域づくりの推進

【現 状】

本市は、尾瀬国立公園や越後三山只見国定公園等全国でも有数の美しい自然に囲まれており、多様な自然生態系が育まれているほか、日本有数の豪雪地帯でもあります。このような「雪」の恵みを活かした地域づくりへの模索が始まっています。

自然資源である「雪」を利用した「雪室低温貯蔵庫」や森林を利用した木質バイオマス^{※1}等再生可能エネルギー^{※2}を普及するための取組を行っています。

また、深雪が生み出す豊富な水と豊かな土壌により、米、山菜、野菜、魚等が育まれ、魚沼市産の農産物等を「魚沼ブランド推奨品」^{※3}として推進しています。

都市部の小中学生を中心とした体験学習や、田舎暮らし体験ツアー、農林業の体験ツアー等を実施しており、本市の地域資源である自然の魅力を発信しています。



「峠の雪むろ」 雪室低温貯蔵庫



自然教室

※1 木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことを呼び、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉等の林地残材、製材工場等から発生する樹皮やのご屑等のほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝等の種類がある。一口に木質バイオマスといっても、発生する場所 (森林、市街地等) や状態 (水分の量や異物の有無等) が異なるので、それぞれの特徴にあった利用を進めることが重要となっている。

(「木質バイオマスとは」(農林水産省) (http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_1.html) を編集して作成)

※2 再生可能エネルギー

石油・石炭等の化石燃料は限りがあるエネルギー資源に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギー等、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

(「再生可能エネルギーの種類と特徴」(資源エネルギー庁) (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/outline/) を編集して作成)

※3 魚沼ブランド推奨品

観光協会、JA北魚沼、魚沼地域振興局、魚沼市等関係機関からなる推奨委員会の定める一定の要件をクリアする農産物等について、生産者の申請に基づき推奨委員会で審査し、魚沼ブランド推奨品として認めている。

【課題】

本市の豊かな自然環境を「かけがえのないもの」と市民一人ひとりが認識し、「魚沼市の魅力」として共有できるよう、意識啓発が必要です。

自然エネルギーの活用、魚沼ブランド推奨品、体験事業等を地域の活性化に繋げるため、ホームページだけでなく、イベントでのPR等様々な広報媒体を活用して積極的な情報発信をすると共に、市民、事業者、市が連携した取組ができる仕組みを構築することが課題です。

また、交流事業については、魚沼市ならではの体験メニューの実施やインストラクターの養成等、地域の受け皿づくりを強化していく必要があります。

■体験型観光受入人数(延べ泊人数)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
22,250人	23,064人	23,415人	24,263人	25,828人

【施策の展開】

①再生可能エネルギーの利用推進

- 雪冷熱、木質バイオマス、小水力発電等、本市の特性を活かした再生可能エネルギーの普及を推進します。

②自然環境と連動した食でつながる元気なまちづくりの推進

- 食は山や川等の自然と一体になっていることを認識し、市民、事業者、市が連携し、自然に優しい環境保全型農業を推進します。
- 安全な食材の提供のため、土壌、大気、水質等の状況を把握し、環境の保全に取り組みます。
- 市民、事業者、市が一体となり、自然を活用した特産物の開発等を推進し、地域の活性化を図ります。

③体験型観光や交流事業の推進

- 関係機関と連携し、魚沼の自然の魅力を様々な媒体を活用して積極的に情報を発信し、エコツーリズム^{※1}やグリーン・ツーリズム^{※2}等の体験型観光や、友好都市等との交流事業を推進します。
- 市民、事業者、市が一体となり、雪等の自然資源を利用したイベントや、魚沼ならではの自然の特色を活かした体験メニューの交流事業を推進します。
- 自然教室や交流事業の推進のため、魚沼ならではの自然の魅力を伝えられる自然体験のガイドやインストラクターの育成に努めます。

※1 エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

(「エコツーリズムとは」(環境省)(<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/about/>)より一部抜粋)

※2 グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ベール(緑の旅行)と呼ばれている。(「グリーン・ツーリズムとは」(農林水産省)(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/)を編集して作成)

④快適環境の創造

- 都市公園等身近な緑や水辺環境を保全し、美しい景観の形成、やすらぎや潤いのある生活空間の創造をすすめます。
- 緑や花に関するイベントの実施や都市緑化の普及啓発を図ります。
- 管理面を考慮しながら多自然型の水辺環境の創出や生物の生息空間作りを進め、水辺の動植物の生息・生育環境を確保します。

■魚沼ブランド推奨品一覧

(令和2年8月末時点)

品目	種別及び推奨件数
米	コシヒカリ 26 件
	特別栽培米等 13 件
	その他 13 件
そば	そば等 3 件
野菜 ・ 山菜	なす 1 件
	たらの芽 1 件
	うるい 1 件
	自然薯 1 件
	八色菜 1 件
	アスパラガス 1 件
加工品	もち 4 件
	豆腐 1 件
	弁当・寿司 2 件
	漬物 6 件
	和菓子 3 件
	洋菓子 2 件
	清酒 2 件
	ふりかけ 1 件
	コシヒカリ玄米茶 1 件
その他	木炭 1 件
	ユリ切り花 1 件
合計	59 件

(2) 森林資源の利活用の推進

【現 状】

木材価格の低迷や化石燃料への転換等により、建築用材をはじめとする森林資源の利用も減少してきたことから、魚沼市産の木材は流通量も少なくほとんど利用されていません。

建築用材については、森林の手入れ不足により、品質もあまり良いものとは言えず、安定的な供給体制も確立されていないことから、地元産の建築用材の利用は極めて少なくなっています。また、雪国特有の根曲り材等の低質材が多く採算性が合わないこと等から、林地に伐り捨てられたままの間伐材も多くあります。

一方、広葉樹においても薪、木炭等の森林資源を活用した燃料から石油等の化石燃料へ移行してきたことから利用が減少してきました。しかし、近年は環境意識の高まりや森林資源活用の重要性の認識の高まりなどから、薪、木炭、木質ペレット等木質バイオマス燃料への利用が増加しつつあります。



スギ間伐材



白炭製造工程（炭出し作業）

【課 題】

森林資源の有効活用を図るためには、低質材の活用促進が必要不可欠であり、薪、木炭、木質ペレット等既存の木質バイオマスエネルギーでの活用に加え、経済性を考慮した活用方法の検討が必要となっています。

また、地元産木材の積極的活用と販路拡大に向けた体制づくりが課題となっています。

【施策の展開】

- 薪やペレットを燃料としたストーブや木炭等既存の木質バイオマスエネルギーの利用を推進します。
- 新たな木質バイオマスエネルギーの活用を推進するなど、木材の総合的な利活用システムの構築を促進します。
- 公共施設等への地元産木材の活用促進を図るとともに、地産地消の取組を推進します。
- 素材生産から加工、販売、建築までの木材が流れる仕組みづくりを構築し、安定供給できる体制整備を推進します。
- カーボン・オフセットの取組を推進し、森林整備を促進します。

第3節 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造

(1) 環境教育と環境学習の推進

【現 状】

市では環境フェアや生物多様性セミナー等の各種イベントを通じて自然環境の大切さや地球温暖化防止等についての啓発活動を行っているほか、公民館事業等でも各種自然観察会やトレッキング等自然と触れあう活動を実施しています。

また、自然環境保全調査への調査ボランティアの参加を募り、地域の身近な自然環境について知るきっかけ作りを行っています。

学校においては、「生活科」や「総合的な学習の時間」、「理科」等を通して、低学年のうちから身近な自然環境に興味・関心を抱かせる機会を設けたり、市内の小学5年生全員が参加する「魚沼尾瀬学校」により魚沼の豊かな自然に触れる時間を持つことにより、より実感を伴った環境体験学習を実施しています。

また、絶滅危惧種であるオキナグサの保全活動を地域の小学校が、地域と連携して実施しています。



オキナグサの保全活動



生物多様性セミナー

■ 魚沼市立学校尾瀬環境学習参加者数

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
273 人	321 人	254 人	297 人	249 人

【課 題】

少子化の影響や生活様式の変化に伴い、子どもたちが山や川で遊ぶ機会が減り、身近な体験の中で自然の大切さ、楽しさ、怖さを経験する機会が少なくなっています。親子で遊びながら自然に触れる機会づくりが必要とされています。

各種環境関連イベントや自然環境保全調査の調査ボランティアについては、参加者数の伸び悩みや、子どもとその親等の若い世代からの参加をいかに増やすかが今後の課題です。

学校現場における環境教育の実施については、「総合的な学習の時間」の取組について各校独自の活動となっており、重点のかけ方で学校により大きな差が生じています。また、小学校における「魚沼尾瀬学校」が、中学校における環境教育へうまく繋がっていないのが現状

です。尾瀬の貴重な自然のほかに、自分の住んでいる身近な場所にも様々な生命が息づいていることを体系的に学ぶことができる仕組みづくりが課題となっています。

【施策の展開】

- 親子を対象とした里山での自然観察会や川遊び等、自然の大切さや自然と触れ合うことの楽しさを体験することを通じて、若い世代の自然に対する理解と愛着を深めます。
- 市内の自然環境の調査を継続し、調査地周辺での観察会の実施や調査ボランティアへの参加を積極的に募る等、身近な自然に対する理解を深めます。
- 環境関連イベントについて、小中学校の環境学習成果の発表の場を設ける等、若い世代の参加機会を増やします。
- 「魚沼尾瀬学校」を中心に、浅草山麓エコ・ミュージアム、森林体験の家、裏山や学校林等、地域の身近な場所から尾瀬の自然までを体系的に学ぶ、小学校から中学校まで各年代に合わせた環境学習や、地域素材を活用した理科学習の仕組みづくりを目指します。

(2) 市民協働による環境保全活動の推進

【現 状】

市内にはオキナグサ、アズマシャクナゲ、ミズバショウ、ザゼンソウ等の植物や、ギフチョウ、ハッチョウトンボ、オオクワガタ等の昆虫類など、貴重な生物が数多く生育・生息しています。しかし、その一方では、心無い愛好家や商業目的の採取者による無秩序な採集行為が行われており、これらの動植物の保護を求める声が寄せられています。

また、生活様式の変化や高齢化の進行による耕作放棄地の増加等により、これまで人間の生活と密接な関係にあった里地・里山の荒廃が進んでいます。

こうした状況の中、地域住民が主体となって地域の貴重な動植物の保全や登山道、遊歩道の維持活動、休耕田でのビオトープ※1づくりに取り組んでいる地域もあります。



アズマシャクナゲの保全活動



里山に作られたビオトープ

※1 ビオトープ

ギリシャ語のBio（生物）とTopos（場所）を組み合わせた造語で「生物が生息する空間」のことです。いろいろな生き物が生息できるように作られた池等、人工物を指すことも多いです。

【課題】

自然環境の保全は、地域の生活と密接に関係していることから、高齢化等により活動の継続が難しくなっている地域の環境保全活動への支援や、まだ保全活動が行われてない希少生物の生息地等での自治会やコミュニティ協議会等、多様な主体が協働する保全活動団体の立上げ支援が必要とされています。

また、池ノ山の池、万治ヶ池や原虫野の湿地等市の天然記念物について、現在の状況の調査や、市と地域住民が協働で保全活動を実施する仕組みづくりを検討する必要があります。

加えて、市内の希少生物や地域で行われている環境保全活動の情報を市民に向けて発信し、地域の宝を認識してもらうことも今後の課題です。

【施策の展開】

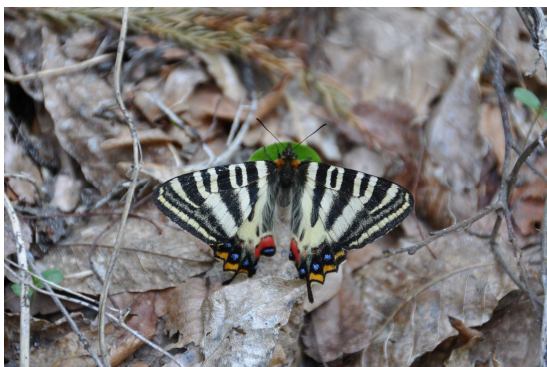
- 地域の環境保全活動団体の設立や活動を支援します。
- 自然環境保全条例により保全地区、保護動植物を定め、自治会やNPO、企業等多様な主体との協働による生物多様性の保全の取組をすすめます。
- 地域の環境保全活動の特徴的な取組や長年にわたる取組について、国、県の表彰制度への積極的な推薦と、市独自の表彰制度の創設を検討します。
- 環境関連イベントにおいて市内の希少生物の紹介や地域の環境保全活動の事例発表の機会を設ける等、情報発信に努めます。



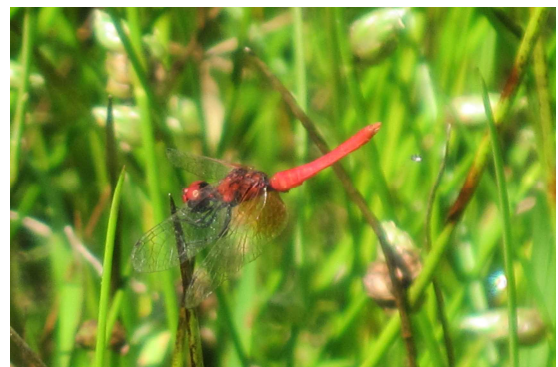
市の花 カタクリ



ザゼンソウ（左）とミズバショウ（右）



ギフチョウ



ハッチョウトンボ

第4節 循環型社会環境の整備

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

【現 状】

本市では、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。

一般廃棄物の排出量は近年減少しているものの、市民一人あたりの排出量はほぼ横ばいで推移しています。また、リサイクルについては、ここ数年16%後半のリサイクル率で推移しており、県平均（H30年度22.9%）及び全国平均値（19.9%）を下回っています。ごみの分別や店頭回収等を利用し、高い意識を持ってリサイクルを行っている市民もいますが、リサイクル率の上昇が見えてこないのが現状です。



エコプラント魚沼

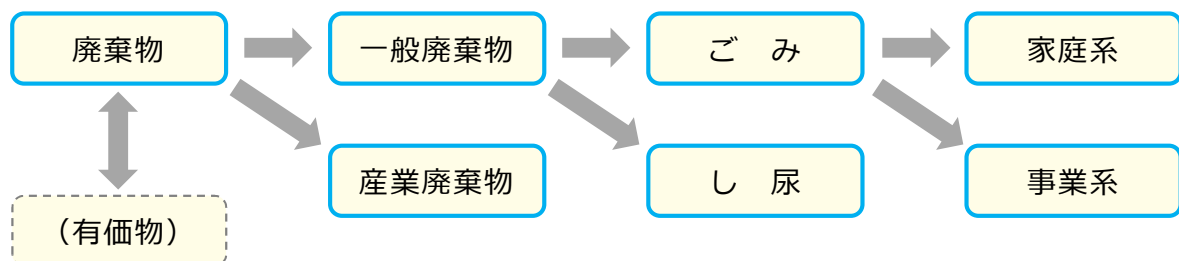


ごみの搬入

■ 魚沼市一般廃棄物処理量等の推移

実 績	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
人 口	37,884 人	37,283 人	36,696 人	36,088 人	35,433 人
ごみ排出量	15,250 t	14,550 t	14,600 t	14,486 t	13,907 t
1 人 1 日あたり	1,093 g	1,059 g	1,079 g	1,088 g	1,063 g
リサイクル率	17.2%	17.4%	17.3%	16.7%	16.5%

■ 廃棄物の種類

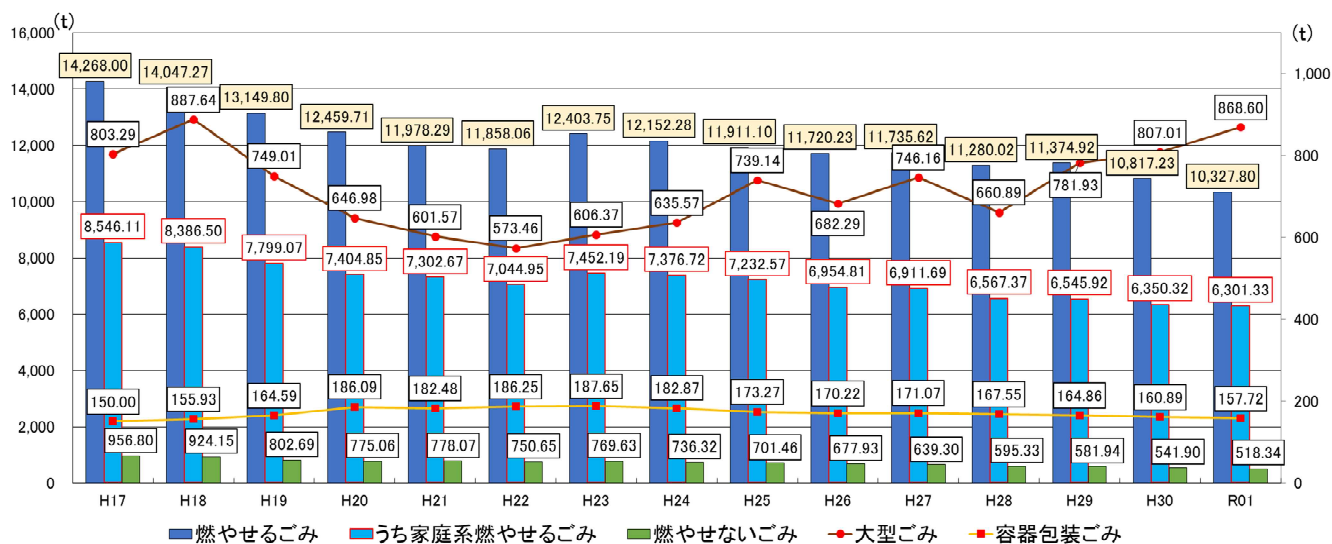


家庭系一般廃棄物（家庭から出るごみ）は、各家庭から11分別で排出され、エコプラント魚沼及び中間処理委託業者で処理を行っています。また、分別については情勢を踏まえ積極的に見直しを行い、市民及び事業者に協力を求めています。

■ 家庭系ごみ処理方法

分別区分	収集方法	処理方法
燃やせるごみ	集合収集及び戸別収集	焼却後埋立
燃やせないごみ	集合収集及び戸別収集	手選別後資源化及び埋立
大型ごみ	戸別収集（予約制）	分解後資源化及び焼却又は埋立
ペットボトル	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
白トレイ	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
その他プラスチック容器	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
段ボール	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
新聞紙	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
その他紙類	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
古着・古布	直接搬入	直接資源化
食器	直接搬入	直接資源化
※有害ごみ（水銀含有物:蛍光灯など）	戸別収集（予約制）	選別後資源化及び埋立
処理できないごみ	受入できない	購入先・専門処理業者等を紹介

■ 魚沼市の一般廃棄物搬入量の推移



- 一般廃棄物収集運搬業許可業者数..... 24社（令和2年4月1日現在）
- 一般廃棄物処分業許可業者数..... 5社（令和2年4月1日現在）

- 産業廃棄物収集運搬業許可業者数..... 76社（令和2年9月30日現在）
- 産業廃棄物処分業許可業者数..... 4社（令和2年9月30日現在）

■最終処分委託先

委託先	ジークライト（株）	委託先	（株）ウィズウェイストジャパン
名称	エコポート最終処分場	名称	新草津ウェイストパーク
所在地	山形県米沢市大字板谷 字四郎右工門沢 773-1～2	所在地	群馬県吾妻郡草津町 大字前口字井堀 140 番外 78 筆

■し尿、浄化槽汚泥処理量推移

処理量実績	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
し 尿	917 m ³	816 m ³	744 m ³	681 m ³	676 m ³
浄化槽汚泥	1,515 m ³	1,341 m ³	1,395 m ³	1,329 m ³	1,271 m ³

■その他

ごみ処理施設の老朽化に伴う施設の更新については、2市1町で1施設を整備とするこれまでの方針を改め、魚沼市を範囲とする施設、南魚沼市と湯沢町を範囲とする施設、の2施設をそれぞれ整備することとし、今後も相互の協力関係を維持していきます。

し尿及び浄化槽汚泥処理については、2市1町共同で建設し、平成30年度から稼働している県の六日町流域下水道処理施設（南魚沼市）で、今後も処理を行っていきます。

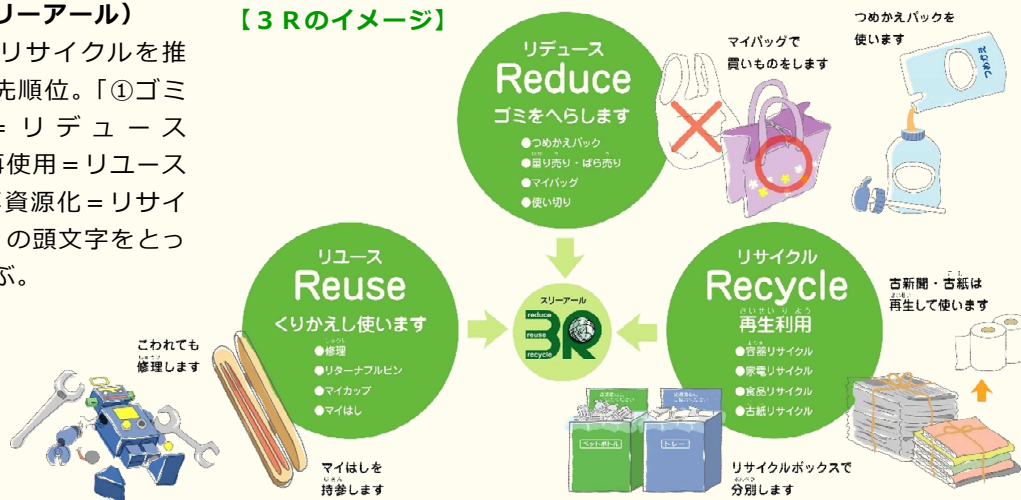
【課 題】

家庭系一般廃棄物の排出量は近年減少しているものの、市民一人あたりの排出量はほぼ横ばいであることから、今後更にごみの減量化を図るためには市民一人ひとりが「ごみの減量化」を意識し行動することが不可欠であり、市民、事業者、市がそれぞれに適切な役割を担いながら、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の3R^{※1}活動を実践する必要があります。また、今後高齢化社会の進行に伴い、ごみの排出困難世帯の増加が想定される中、ごみの排出困難世帯へのごみ収集方法の検討が必要です。

※1 3R（スリーアール）

廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位。「①ゴミの発生抑制 = リデュース（Reduce）」「②再使用 = リユース（Reuse）」「③再資源化 = リサイクル（Recycle）」の頭文字をとって「3R」と呼ぶ。

【3Rのイメージ】



出典：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo/h23/files/images/fig-p20-p.jpg>)

リサイクルについては、リサイクル率が県及び全国平均値を大きく下回っていることから、再生利用（リサイクル）できる資源ごみをきちんと分別しリサイクルする意識が市民全体に浸透されるよう取り組む必要があります。

【施策の展開】

①ごみの減量化

- 市民、事業者、市が協働でごみを出さない生活スタイルや事業スタイルに取り組み、市全体で廃棄物発生量の削減を図ります。

②廃棄物処理

- ごみ処理に関しては、南魚沼市と湯沢町とは別に魚沼市単独で新たなごみ処理施設を建設し、処理を行います。
- ごみ収集方法の効率化を行うとともに、ごみの排出困難世帯へのごみ収集方法についての検討を行います。
- ごみの最終処分は自区内処理を目指し、最終処分物の広域処理も視野に入れ、最終処分場の設置を検討していきます。
- し尿及び浄化槽汚泥の安心且つ安定的な処理を行います。
- 産業廃棄物は、事業者に対し処理方法や受入先を紹介する等適正処理に努め、不適切保管や不法投棄等は県の監視パトロールと連携して適正排出を推進します。

③リサイクル

- 市民一人ひとりが古紙や容器包装プラスチック、古着等リサイクルできる資源ごみをきちんと分別しリサイクルする仕組みの構築に取り組みます。
- ごみの分別リサイクルの意識の醸成を図るため、出前講座や学習会の開催、広報やFMラジオ等による情報提供に積極的に取り組みます。
- 生ごみの減量化と利活用について、生ごみ処理機やコンポストの購入補助を行い、一般家庭での生ごみの減量や堆肥化を推奨し、学校給食調理場等から発生する調理くずも個別処理を推進します。また、将来的には有機センターでの食品残渣受入の可能性について模索していきます。

(2) 地球温暖化対策の推進

【現 状】

地球温暖化の影響により、気象や生態系、食糧をはじめ私たちの日常生活にも様々な問題をもたらすと予想されています。

我が国における地球温暖化対策では、京都議定書^{※1}に基づき、温室効果ガスの排出量を「2012（平成24）年までに1990（平成2）年比6%削減という目標が掲げられていました。また、中期目標として「2020（平成32）年までに1990年比25%の削減」、長期目標として「2050（平成62）年までに80%の削減」が掲げられていました。

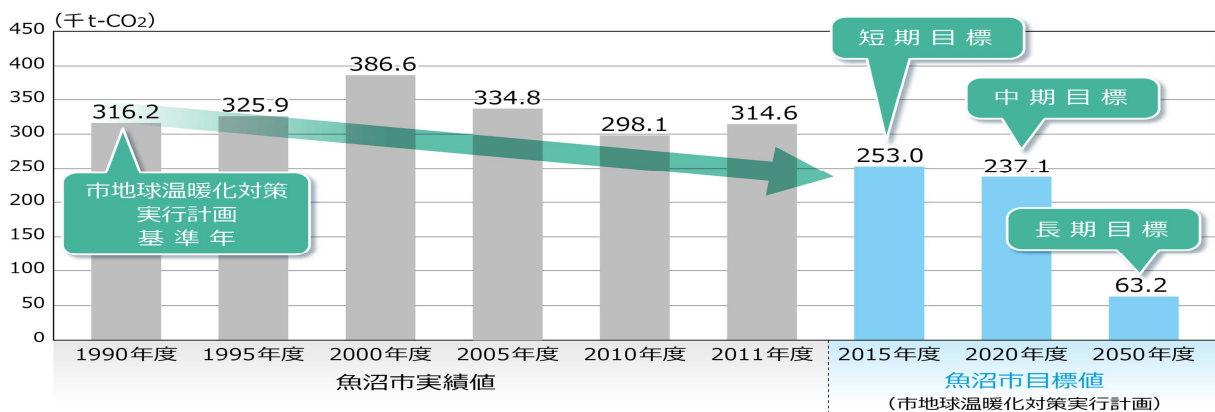
その後、東日本大震災の影響による原子力発電所の停止等により、2020年度の削減目標が、2005（平成17）年度比3.8%減に変更されました。

そして、平成27年7月に、「2030年度までに2013（平成25）年度比で26%の温室効果ガスを削減」という約束草案が発表され、同年12月にパリ協定が採択されたことにより、日本の新しい取組方針として決定されました。

本市は「魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）」^{※2}により、「1990年度と比較して2015（平成27）年度までに20%、2020年度までに25%、2050年度までに80%削減」することを目標に、省エネの取組や再生エネルギーの普及、バイオマスの利活用等、様々な施策を実施してきています。

なお、2020（令和2）年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す（菅総理大臣の所信表明演説）」ことが示されたため、今後国の動向を見据えつつ必要に応じた見直しを行うこととします。

■ 魚沼市の温室効果ガス排出量の現況と将来予測



※1 京都議定書

1997年12月に京都市で開かれた、第3回気候変動枠組条約締約国会議で議決された議定書。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」で、締約国は温室効果ガスの約束期間内に削減目標を達成する義務を負っている。

※2 魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

平成21年に魚沼市は「自然環境都市」宣言を行ない、平成22年度を「環境政策元年（緑の年2010）」と位置づけ、同年3月に作成された。温室効果ガスの削減目標のほか、市民や事業者、市に求められる役割と取組を具体的に示したものの。

【課 題】

市民、事業者、市が一体となって、「魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づいて、省エネ、削減や節約といった“我慢”するだけの取組ではなく、暮らし方の見直しによって楽しく取り組むことができるということを啓発する必要があります。

市民参加型の取組や削減効果について、積極的に市報やホームページ等で情報提供することで、意識の啓発を図り、具体的な行動を実践していくことが重要です。

また、現在普及が進んでいない雪冷熱や木質バイオマスの利用について、雪国魚沼ならではの雪や木の利用方法、雪や森林がもたらす恩恵や効果を再認識し、再生可能エネルギーの普及を促進することも必要です。

■ 魚沼市内の再生可能エネルギー導入の取組

雪利用住宅

床下の雪室に雪を貯蔵し、夏期の冷房等に利用。雪室は冷えすぎず、湿気やホコリを除去し、消臭効果もあります。食品の保存庫としても活躍します。



太陽光発電

太陽光のエネルギーをソーラーパネルで電気に変換。一切の燃料を必要とせず、騒音や振動、廃棄物も発生しないクリーンエネルギーです。



薪ストーブ ペレットストーブ

恵まれた森林資源の活用は、温暖化対策だけでなく里山環境保全にも直結します。



小水力発電 (マイクロ水力発電)

雪がもたらす豊富な水資源は、魚沼市自慢の再生可能エネルギーです。



【施策の展開】

- 地球温暖化対策推進計画に基づき、計画的・総合的に施策の推進を図ります。
- バイオマス活用推進計画に基づき、バイオマスの利用の推進を図ります。
- エコチャレンジうおぬま、3R運動、エコドライブ^{※1}、マイバック運動やエコショップ認定店^{※2}等、無理のない取組を推進します。
- 庁舎や施設、学校等の公共施設の改修、新築に当たっては、魚沼市環境配慮実践プランに基づき市が率先してLED照明の導入等、省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

※1 エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避ける等、燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣等、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

※2 エコショップ認定店

環境への取組を積極的に行っているお店を「魚沼市エコショップ認定店」として市が認定する魚沼市独自の制度。

マイバックを推進し、レジ袋の削減に努めていること等をはじめとした14の取組のうち、一定以上の取組を行っている場合に認定が受けられる。お店のイメージアップやPRにもなり“環境にやさしいお店”として市のホームページ等でも紹介される。

- 廃棄物（ごみ）の減量化と地球温暖化対策についての出前講座を継続的に実施するとともに、啓発活動の強化を図ります。
- 雪冷熱や木質バイオマス、小水力発電等、本市の特性を活かした再生可能エネルギーの普及を推進します。
- カーボン・オフセットの取組を推進し、二酸化炭素の削減を目指します。
- 事業者においては、クールビズ^{※1}やウォームビズ^{※2}に取り組むとともに、冷暖房の設定温度の抑制に努め、設備機器の更新時には、省エネ型機への切り替えを推進します。
- 環境マネジメントシステム^{※3}（ISO14001^{※4}、K E S^{※5}、エコアクション21^{※6}等）の導入を推進します。

※1 クールビズ

温室効果ガス削減のために、夏のエアコンの温度を28℃に設定し、オフィスで快適に過ごすために、環境省が提唱した夏のノーネクタイ・ノー上着ファッションのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、夏を涼しく過ごすための新しいビジネススタイルという意味が込められている。

※2 ウォームビズ

クールビズ同様、環境省が提唱する秋冬のビジネス用軽装の愛称。職場の暖房を20℃程度に保った状態で、暖かく格好良く働ける服装を指す。

※3 環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える負荷を軽減するために方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格がISO14001である。

※4 I S O 1 4 0 0 1

国際標準化機構（ISO）による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム。

※5 K E S

特定非営利活動法人K E S環境機構（K E S）が発行している環境マネジメントシステムに関する規格。ISO14001と比べ、中小企業にとって分かり易く取り組みやすくなっている。

※6 エコアクション21

環境省が提唱する環境マネジメントシステム。主に中小企業を対象とした環境管理・監査の手順等が示されており、ISO14001と比べ簡素化されている。また、二酸化炭素や廃棄物排出量など具体的な実施項目が要求事項として指定されているのが特徴。

(3) 公害の抑制と生活環境の保全

【現 状】

本市は美しい山々と澄んだ空気に清らかな川など恵まれた自然環境の中にあり、公害や生活環境についても大きな問題はないように考えられていますが、気象条件によっては県内において大陸での大気汚染が原因と思われる光化学スモッグ（光化学オキシダント）※¹やPM2.5（微小粒子状物質）※²の濃度上昇がみられ、県では適時にPM2.5濃度上昇による注意喚起を実施しています。

また、農業集落排水※³及び合併処理浄化槽※⁴を含んだ下水道整備が令和元年度末現在で99.8%と普及しており、生活雑排水による水質汚濁はほとんど見られませんが、家庭や事業者において不注意等による灯油等の油流出事故が冬季を中心に年間15件程度発生しています。

騒音については、環境基準※⁵による類型指定地域において環境騒音調査を6地点で実施していますが、令和2年調査では1地点において環境基準を超過しています。高速道路騒音では環境基準を達成していますが、地域によっては苦情が寄せられています。新幹線騒音は75デシベル（環境基準70デシベル）を超えている状況になっており、引続き沿線から苦情も発生しています。

悪臭については、畜産施設におけるものが主な原因になっていますが、平成22年から供用開始している有機センターにおいて家畜排泄物の回収・堆肥化を行っています。また、現地調査による原因の特定と指導を行い、適切な維持管理や改善に努め低減してきましたが、完全に解決に至っていないのが現状であり、天候や風向きによっては臭気が広範囲に及んでいます。

※1 光化学スモッグ（光化学オキシダント）

光化学オキシダントとは工場や自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光線（紫外線）によって複雑な化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質の集合体の事で、その影響で、目や気道の刺激等健康被害を引き起こす。光化学オキシダントのスモッグ（大気汚染によって周囲の見通しが低下している状態）を光化学スモッグと言う。

※2 PM2.5（微小粒子状物質）

大気中を浮遊している2.5 μ m（マイクロメートル：1mmの1000分の1）以下の粒子。発生源にはボイラーやエンジン等の排気ガス、火山や黄砂等の自然現象等がある。呼吸によって肺の奥まで入り込みやすく、呼吸器等に影響を及ぼすおそれがある。

※3 農業集落排水

農村地域の生活環境の向上、農業用排水の水質保全等のために、農村地域の各家庭のトイレ、台所、風呂等からの排水を集めて浄化する施設。

※4 合併処理浄化槽

各家庭に取り付ける污水処理装置のことで、生活排水を浄化して河川等に放流する。トイレの污水（し尿）だけを処理するものを単独処理浄化槽、風呂や台所の排水も処理するものを合併処理浄化槽と呼ぶ。

※5 環境基準

人の健康や生活環境の保全上、維持することが望ましいとされる環境中の物質濃度や音の大きさの基準。環境基本法により、大気、水、土壌、騒音、ダイオキシンについて基準が定められている。

地下水汚染や土壌汚染について目立った問題はありますが、油流出事故、廃棄物の不法投棄、事業廃止施設の放置・解体等による汚染が心配されています。

地盤沈下は現在発生していませんが、冬季は消雪用水として多くの地下水が利用されており、地下水位の低下がみられるようになってきています。地下水の保全と公平な利用を目的として平成27年4月に地下水の保全に関する条例が制定されています。

ごみの野外焼却（野焼き）は原則禁止となっておりますが、野焼きに関する苦情が年間10件前後寄せられています。たき火や籾殻の燻炭焼き等一部例外が認められているものであっても他人に迷惑をかける野焼き行為は禁止されており、県では環境にも人にもやさしい新潟米づくりを実践するため、貴重な有機質資源である籾わらや籾殻の焼却をやめて、すき込みや堆肥づくりに活用するよう運動を行っています。家庭ごみや産業廃棄物の野焼きはダイオキシン類の発生が心配されています。

ごみの不法投棄は以前に比べ大量投棄は少なくなりましたが、道路脇や河川敷等への不法投棄は絶えません。空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てごみを含め、環境美化運動等により回収した不法投棄ごみは年間5t程度となっております。環境美化運動へは自治会を中心に市民の方が参加し、地域内のポイ捨てごみ等の回収を行っていますが、年々参加人数が減少してきています。



■ 公害苦情処理件数

単位：件

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大気汚染	0	0	0	0	0
(野焼き)	17	11	9	9	16
水質汚濁	8	0	1	3	2
(油流出事故)	22	22	29	18	13
騒音	6	2	1	0	0
振動	0	0	0	0	0
悪臭	8	4	5	8	13
地下水汚染	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	1	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
計	61	39	45	39	44

【課題】

大陸での大気汚染が原因と思われる光化学スモッグやPM_{2.5}等の大気汚染を解消することは難しく、また、大気環境を常時監視する測定局は市内にないため、県が実施している近隣市での測定結果を注視していく必要があります。ごみの野焼きによる周辺への環境汚染の懸念については、引き続き野焼き禁止の周知徹底と野焼き行為者への指導を行う必要があります。



生活雑排水による水質汚濁をゼロにするためには、下水道整備地域や農業集落排水施設区域における下水道への接続、中山間地域における合併処理浄化槽の設置等、引き続き各家庭に啓発する必要があります。また、不注意等による灯油等の油流出事故を防止するためには、家庭や事業者における意識の向上を図ることが必要です。

騒音苦情の発生している地域においては、引き続き騒音測定調査を行い関係機関に改善の要請を行っていく必要があります。

畜産施設における悪臭については、引き続き臭気測定や改善についての指導を行っていく必要があります。

地下水汚染、土壌汚染を防止するために、廃棄物の不法投棄や事業者等に対する監視を継続する必要があります。また、地下水汚染による被害を防止するために、飲用井戸の水質管理に対して注意喚起を行っていく必要があります。

地盤沈下を防止するために地下水の適正利用が必要です。

不法投棄は景観を害するだけでなく、環境を汚染するおそれがあります。監視や啓発活動を継続する必要があります。また、清潔で美しいまちづくりを推進するため、自治会等が中心になった環境美化運動によりポイ捨てごみ等の回収を引き続き行うことが必要です。

【施策の展開】

①大気汚染

- 県が実施している環境大気常時監視状況を注視し、光化学スモッグ、PM_{2.5}等の濃度上昇による注意報等発令時には市民、関係機関に速やかに情報を伝達し注意を促します。
- 廃棄物の野焼きは原則禁止となっています。周知を図るとともに、たき火、籾殻の燻炭焼き等例外的に認められているものであっても、できる限りしないよう周辺環境への配慮を求めています。

②水質汚濁

- 家庭や事業者から油類の流出が発生しないよう啓発に努めます。また、油類の流出等の事故に対し迅速に対応します。
- 環境への影響を低減するため、農薬や化学肥料等は適正な使用を促します。
- 下水道、農業集落排水処理区域での下水道の接続や区域外での合併処理浄化槽の設置を引き続き啓発します。
- 河川の水質検査を継続的に実施し水質状況を監視します。また、国、県が実施している河川、湖沼、地下水等の水質検査結果についても注視します。

③騒音、振動

- 環境騒音、自動車騒音の騒音測定調査を実施し騒音状況を監視します。また、県が実施している高速道路騒音、新幹線騒音の測定結果についても注視します。
- 騒音、振動の苦情相談が生じた場合は、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を行います。

④悪臭

- 畜産施設における悪臭については、引き続き臭気測定を実施し状況を把握するとともに、必要な助言、指導を行います。有機センターによる家畜排泄物の堆肥化を推進します。
- 悪臭の苦情相談が生じた場合は、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を行います。

⑤地下水汚染・土壌汚染

- 廃棄物の不法投棄や油流出事故等に対する啓発や監視を継続していきます。
- 飲用井戸の水質管理に対して利用者に注意喚起を行っていきます。
- 環境への影響を低減するため、農薬や化学肥料等は適正な使用を促します。

⑥地盤沈下

- 地下水の保全に関する条例に基づき、地下水の適正利用に努めるよう啓発を行います。

⑦有害化学物質

- 家庭ごみや産業廃棄物の野焼きによる有害物質が発生しないよう啓発と監視活動を行います。

⑧不法投棄

- 啓発と巡回監視活動により不法投棄の未然防止に努めます。また、不法投棄の早期発見、早期対応を図ります。
- 不法投棄者を特定した場合には、投棄物の回収、原状回復措置を指導するとともに、法令に基づき関係機関に通報する等再発防止に努めます。

⑨美化運動

- 市民や事業者へ環境意識向上のための啓発を図ります。
- 空き缶、吸い殻等を回収する美化運動への参加を一層推進します。

⑩監視体制

- 河川の水質調査や自動車騒音調査、臭気測定調査等の実施を継続し、問題の把握に努めます。
- 国、県等が実施する測定調査結果を注視し、必要があれば関係機関と連携し問題の解決にあたります。
- 環境監視員等による巡回監視活動を継続し、問題の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

第4章 計画の推進体制

第1節 推進体制の整備

本計画の目標を実現するため、市の体制や全ての主体の参加を促進するための体制を整備し、計画を着実かつ効果的に推進します。

1 市の推進体制

庁内の推進組織である魚沼市環境施策関連担当者会議等により、各種情報、事務の進捗状況、目標達成状況等を共有し、関係部署間の十分な連携と役割分担のもとに、計画の実効のある推進を図ります。

また、魚沼市環境基本条例に基づいて設置された魚沼市環境審議会に計画の進捗状況を報告し、点検、評価を行うとともに、意見や助言、提言を受けます。

2 市民参加の推進体制

市内の自治会やコミュニティ協議会、事業者、NPO法人、自然環境保護団体等と連携し、多様な主体との協働による全市的な取組をすすめます。

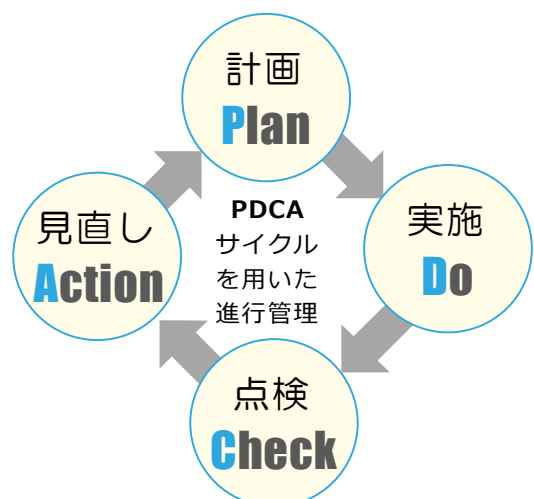
3 計画への市民等の意見反映

環境基本計画の見直し、改定にあたっては、魚沼市環境審議会において市民、事業者、民間団体の環境施策に関する意見を広く把握し、これらを計画内容に反映します。

第2節 計画推進の考え方

本計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムや環境指標を活用した進行管理を行います。

計 画(Plan)	基本計画に基づき、各主体における各種の施策、取組の立案を行います。
実 施(Do)	各主体における施策、取組を実行します。
点 検(Check)	各主体における施策、取組の実施や結果の点検、評価を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 目標(環境指標)の点検、評価・ 取組(実施事業)の点検、評価
見直し(Action)	各主体における施策、取組の問題点を洗い出し、次年度に向けた施策の見直しを行います。



第3節 環境指標

目標達成のための環境指標を、以下のとおり定め、目標、取組の点検、評価を行います。

■ 環境指標一覧

指標項目		単位	H28年度 (実績値)	H29年度 (実績値)	H30年度 (実績値)	R1年度 (実績値)	R7年度 【目標値】	備考		
1	(1)豊かな自然と美しい自然景観の保全									
	豊かな自然の保全と育成	国立・国定公園の指定箇所数	箇所	2	2	2	2	2		
	豊かな自然の保全と育成	国立・国定公園の指定面積	ha	47,005	47,005	47,005	47,005	47,005		
	豊かな自然の保全と育成	鳥獣保護区の面積	ha	49,522	49,522	49,522	49,522	49,522		
	豊かな自然の保全と育成	県立自然公園、自然(緑地)環境保全地域の指定	箇所	1	1	1	1	1		
	豊かな自然の保全と育成	市指定天然記念物の指定件数	件	8	8	7	7	8		
	豊かな自然の保全と育成	市指定自然環境保全地区の指定箇所数	箇所	2	3	3	4	5		
	豊かな自然の保全と育成	(2)森林と里山の再生								
豊かな自然の保全と育成	森林体験学習の参加者数	人	240	267	328	356	370			
豊かな自然の保全と育成	森林整備面積(累積)	ha	612	645	675	710	1,063			
2	(1)自然環境を活用した地域づくりの推進									
	仕組自然の恵みづくりをの活かす	都市公園等の施設数	奥只見レクリエーション都市公園	箇所	5	5	5	5	5	
		都市公園	箇所	10	10	10	10	10		
		農村公園	箇所	17	17	17	17	17		
		その他公園	箇所	26	25	25	25	26		
	仕組自然の恵みづくりをの活かす	自然を活用した体験事業の参加者数	人	9,392	8,754	8,976	9,512	9,400		
仕組自然の恵みづくりをの活かす	(2)森林資源の利活用の推進									
仕組自然の恵みづくりをの活かす	森林資源の利用量	t	3,007	2,345	2,589	2,761	3,300			
3	(1)環境教育と環境学習の推進									
	ふび自然の誇りを創る	浅草山麓エコ・ミュージアム事業の参加者数	人	7,862	7,587	9,945	10,678	25,000		
		環境学習講座等の参加者数	人	1,941	1,925	1,964	1,431	1,700		
	ふび自然の誇りを創る	(2)市民協働による環境保全活動の推進								
ふび自然の誇りを創る	環境保全活動を目的とした団体数	団体	10	12	12	13	17			

指標項目		単位	H28年度 〔実績値〕	H29年度 〔実績値〕	H30年度 〔実績値〕	R1年度 〔実績値〕	R7年度 〔目標値〕	備考	
4 循環型 社会環境 の整備	(1)ごみの減量化とリサイクルの推進								
	一般廃棄物の排出量		t	14,549	14,771	14,486	13,907	11,819	
	一般廃棄物のリサイクル率		%	17.4	17.1	16.7	16.5	19.0	
	一般廃棄物の最終処分(埋立)量		t	1,184	1,212	1,224	1,174	1,005	
	市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量		g	1,069	1,103	1,088	1,063	990	
	(2)地球温暖化対策の推進								
	温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出量		t	321,084	314,558	算定中	算定中	232,804	
	再生可能エネルギー機器設置件数(年間)		件	13	13	19	18	60	
	バイオマスの利用率		%	88.0	92.3	91.0	83.0	94.0	
	市内の環境 マネジメント システム導 入事業者数	①ISO14001	事業者	5	5	5	9	10	
		②KES	事業者	2	2	1	1	4	
		③エコアクション21	事業者	1	1	1	1	10	
	(3)公害の抑制と生活環境の保全								
	騒音環境基準達成率(指定地域・一般)		%	33.3	66.7	66.7	100.0	80.0	
	騒音環境基準達成率(指定地域・道路)		%	100.0	100.0	100.0	66.7	80.0	
	水質汚濁環境基準達成率(指定河川・BDO)		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	汚水処理人口普及率		%	99.8	99.8	99.8	99.8	100.0	
	汚水処理水洗化率		%	95.9	96.2	96.5	96.7	98.0	
	不法投棄物回収処理量		t	4.9	4.0	3.7	5.3	5.0	
	環境美化運動の参加者数		人	11,708	8,581	8,023	7,737	13,200	

付 属 資 料

1 魚沼市の概況

(1) 人口・世帯数

年度(4月1日)	28	29	30	1(31)	2
人 口(人)	37,884	37,283	36,696	36,088	35,433
世帯数(世帯)	13,353	13,263	13,282	13,249	13,280

資料：住民基本台帳

(2) 産業構造

区 分	総 数				
		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能
就業人口(人)	19,187	1,803	6,399	10,696	289
構成比(%)	100.0	9.4	33.4	55.7	1.5

資料：国勢調査（平成27年）

(3) 土地の利用状況

項 目	総面積	田	畑	宅地	池沼	森林	原野	雑種地 その他
面積 (km ²)	946.76	32.4	5.32	9.41	9.44	789.06	0.0	101.13
割合(%)	100	3.42	0.56	0.99	1.00	83.35	0.0	10.68

資料：魚沼市市勢要覧（平成30年3月発行）

(4) 気候（気象庁アメダス観測所、平年値）

観測所名	項 目	1月	8月	年 間
小 出	平均気温(℃)	0.1	25.9	12.3
	降水量(mm)	606	170	2,697
	降雪量(cm)			901
	最深積雪(cm)			213
守 門	平均気温(℃)	-0.5	24.5	11.2
	降水量(mm)	448	198	3,132
	降雪量(cm)			1,188
	最深積雪(cm)			277

（平年値は、1999年～2018年の20年間の平均値）

資料：気象庁ホームページ

(5) 自然

■ 鳥獣保護区・休猟区

区名(区分名)	位置又は区域	面積(ha)	期 間
御嶽山鳥獣保護区 (身近な鳥獣生息地)	堀之内地域	484	平成26年11月1日 ~ 令和16年10月31日
成田山鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	小出地域	302	平成24年11月1日 ~ 令和14年10月31日
権現堂鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	広神、守門地域	725	平成27年11月1日 ~ 令和17年10月31日
浅草岳鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	入広瀬地域	1,321	平成20年11月1日 ~ 令和10年10月31日
湯之谷奥只見湖鳥獣保護区 (大規模生息地)	湯之谷、広神、 入広瀬地域	38,128	平成25年11月1日 ~ 令和15年10月31日
尾瀬特別保護地区	湯之谷地域	322	平成25年11月1日 ~ 令和15年10月31日
守門鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	守門、入広瀬地域、 三条市	3,725	平成22年11月1日 ~ 令和12年10月31日
越後三山鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	湯之谷地域、 南魚沼市	4,515	平成20年11月1日 ~ 令和10年10月31日

■ 自然環境保全調査 調査箇所数及び確認種数

調査対象	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
	調査 箇所数	確認 種数	調査 箇所数	確認 種数	調査 箇所数	確認 種数	調査 箇所数	確認 種数	調査 箇所数	確認 種数
植 物	3箇所	634種	3箇所	608種	1箇所	539種	2箇所	500種	1箇所	520種
鳥 類	4箇所	62種	4箇所	67種	4箇所	64種	4箇所	63種	4箇所	57種
昆虫類 (チョウ・トンボ)	4箇所	チョウ 44種 トンボ 42種	-	-	-	-	4箇所	チョウ 27種 トンボ 38種	-	-
両生類	-	-	3箇所	11種	3箇所	13種	-	-	-	-
水生生物	-	-	-	-	-	-	-	-	2箇所	35種

■ 有害鳥獣目撃情報等通報件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
ツキノワグマ	23	71	57	45	171
ニホンザル	8	10	5	2	4
イノシシ	1	1	2	1	10

■ 鳥獣による農業被害額

H27年度	H28年度	H29年度
3,024千円	3,385千円	6,348千円
H30年度	R元年度	
8,465千円	6,454千円	

■ 有害鳥獣捕獲数年度別表

	カラバト (トビ)	キジバト	スズメ	カラス	ツネ	タヌキ	クマ	ノネコ	カウ	合計
H27年度	0	0	0	282	0	5	10	71	46	414
H28年度	0	0	6	216	0	1	9	94	0	326
H29年度	0	0	0	156	0	3	16	93	12	280
H30年度	0	0	0	89	0	2	6	60	6	163
R元年度	0	0	0	109	0	0	21	0	18	148

※ 1 カワウについては、魚野川流域における捕獲数

(6) 生活環境

■ 河川水質検査結果（調査項目：BOD）

単位：mg/L

河川名		採水箇所		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1	大沢川	堀之内	下島	－	－	－	－
2	田河川	堀之内	和田原・吉田橋下流	0.5	< 0.5	0.6	< 0.5
3	田沢川	堀之内	根小屋・桜又	0.6	1.0	0.8	< 0.5
6	新堀川	小出	小出教職員住宅付近	－	－	－	－
7	古川	小出	市営青島東住宅付近	0.5	－	－	－
8	明神川	小出	小出中学校付近	1.0	0.8	0.6	< 0.5
9	大池川①	小出	新大池川橋	0.5	< 0.5	0.9	< 0.5
10	大池川②	小出	桜田橋	1.8	< 0.5	0.6	< 0.5
11	三用川	小出	伊米ヶ崎小学校裏	－	－	－	－
12	橋場川	小出	伊米ヶ崎小学校裏	0.5	0.8	0.9	< 0.5
13	清水川①	小出	伊米ヶ崎小学校裏	1.2	0.8	1.0	0.6
15	羽根川②	広神	池平橋	0.5	－	－	－
16	日付川	広神	油屋橋	－	－	－	－
18	和田川	広神	和田橋	－	－	－	－
20	一ツ橋川	広神	泉沢橋	0.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5
21	佐梨川①	湯之谷	大沢橋	0.5	< 0.5	0.5	< 0.5
22	佐梨川②	湯之谷	吉田橋	0.8	< 0.5	0.5	< 0.5
国	魚野川	小出	小出橋	1.0	1.1	0.6	0.9
県	佐梨川	湯之谷	小平沢橋上流	0.6	0.5	0.7	0.7
県	佐梨川	湯之谷	佐梨川橋	1.0	0.8	0.9	0.9
県	破間川	小出	四日町橋	1.0	0.9	0.7	1.1

- ※ 1 BOD（生物化学的酸素要求量）は、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいい、有機物汚染のおおよその指標になります。
- ※ 2 生活環境の保全に関する環境基準について、県が指定している河川は魚野川、佐梨川、破間川でA類型になります。A類型のBODの環境基準は2mg/L以下です。その他の河川は、類型の指定はありません。
- ※ 3 国、県の調査結果は、75%値（年間のデータを水質の良いものから並べたときの75%目の値）です。

■環境騒音及び自動車騒音測定結果

単位：デシベル

NO	地域の類型	調査地点	環境基準		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	A類型 第2種区域 第1種住居地域	稲荷町 (小出)	55	45	46	36	43	45	41	42	40	42	46	39
2	A類型 第2種区域 幹線道路沿線(県道虫 野小出停車場線)	南新町 (小出)	70	65	58	50	51	53	53	54	52	53	57	47
3	B類型 第3種区域 近隣商業地域	佐梨明神 (小出)	55	45	49	*48	43	*46	45	44	44	45	46	40
4	B類型 第3種区域 幹線道路沿線(県道堀 之内小出線)	小出旭町 (小出)	70	65	58	65	57	62	55	56	54	55	64	57
5	C類型 第3種区域 商業地域	南本町 (小出)	60	50	54	45	51	*54	52	*52	46	49	54	43
6	C類型 第3種区域 幹線道路沿線(国道 17号線)	佐梨 (小出)	70	65	70	*69	63	63	61	61	58	59	69	68
7	道路沿線(高速道路) <一般地域 C相当>	中島 (広神)	65	60	56	54	56	58	53	53	52	52	50	49
8	道路沿線(高速道路) <一般地域 C>	稲荷町 (小出)	65	60	55	53	53	53	52	52	56	55	54	52
9	道路沿線(高速道路) <一般地域 B相当>	中島 (広神)	65	60	56	48	48	49	49	49	47	51	50	49
10	道路沿線(高速道路) 実施：新潟県	みどりヶ丘 (小出)	70	65	62	60	-	-	62	60	63	60	62	60

※1 「-」は観測未実施、「*」は環境基準超過

(参考) 環境基準値

単位：デシベル

時間		類型	一般地域			道路に面する地域			
			A	B	C	A	B	C	幹線道路
昼間	6:00~22:00		55以下		60以下	60以下	65以下		70以下
夜間	22:00~6:00		45以下		50以下	55以下	60以下		65以下

※1 幹線道路は高速自動車国道、一般国道及び県道に面する15mまたは20m以下の地域

■新幹線騒音調査結果

単位：デシベル

調査地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長屋 (堀之内)	78	74	77	77	74

※1 調査実施：新潟県

※2 環境基準70デシベル(地域の類型I：主として住居地域)、当面の目標75デシベル

■ 畜産施設臭気測定結果（調査項目：臭気指数）

測定地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
畜産施設 A 団地	21	32	20	21	30
畜産施設 B 団地	-	11	11	<10	11

※ 1 市内に悪臭防止法による規制の指定地域なし

※ 2 参考：県による町村区域の指定規制地域の基準値（許容限度）

①第 1 種区域（住居、商業地域）10、②第 2 種区域（準工業地域）12、③第 3 種区域（工業地域）13【A 及び B 団地とも第 3 種区域】

■ 不法投棄回収量

単位：kg

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
美化運動	6,877	3,950	3,645	3,331	3,263
不法投棄	335	420	985	995	1,333
計	7,212	4,370	4,630	4,326	4,596

■ 美化運動実施状況

単位：団体、人

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加団体(延)	362	403	296	263	338
参加人数(延)	12,000	11,708	8,581	8,023	7,737

2 計画策定の経緯

本計画の見直しにあたっては、第二次魚沼市総合計画後期基本計画の策定作業に合わせ、必要に応じた調整を行いました。また、魚沼市総合計画のアンケート調査や環境指標等の実績を踏まえ一部を改訂し、魚沼市環境審議会で審議しました。

期 日	策定経過
令和2年4月～	<ul style="list-style-type: none">● 第二次魚沼市総合計画後期基本計画の策定作業● 第2次魚沼市環境基本計画の見直し調整 環境指標等の達成状況調査及びデータ収集 実施事業進捗状況調査（庁内関係部署）
令和2年9月29日	<ul style="list-style-type: none">● 魚沼市環境審議会 実施事業の進捗状況等について報告 第2次魚沼市環境基本計画の改訂について経過報告
令和3年2月18日	<ul style="list-style-type: none">● 魚沼市環境審議会 基本計画改訂案について
令和3年3月	<ul style="list-style-type: none">● 第二次魚沼市総合計画後期基本計画策定● 第2次魚沼市環境基本計画改訂

3 魚沼市環境審議会委員名簿

役職	氏名	備考	任期等
会長	住安 正信	新潟県鳥獣保護員、魚沼市環境監視員	H31.4.1～ R3.3.31
副会長	高橋 和利	新潟県環境整備事業協同組合理事	〃
委員	渡辺 和生	魚沼市自然環境保全調査委員	〃
〃	柴田 敏行	新潟県南魚沼健康福祉環境部 環境センター長	〃
〃	横山 英里子	主婦	〃
〃	渡部 誠一	魚沼市環境監視員（監視員会議会長）	〃
〃	森山 右文	魚沼市地球温暖化対策推進会議委員（R2.3.31 まで）	〃
〃	星 幸枝	魚沼市消費者協会会長	R2.8.1～ R3.3.31

4 魚沼市環境基本条例

平成19年3月22日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全是、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全是、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによつて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。
 - 3 地球環境の保全是、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な、課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参画し、協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種施策相互の有機的な連体を図るとともに、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。
 - (2) 生態系の多様性の確保及び希少な野生生物の保護並びに樹林地、農地、水辺等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間が共生する豊かな環境を確保すること及び人と自然の豊かなふれあいを確保すること。
 - (3) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並び

に文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。

- (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する環境配慮のための指針
- (4) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ魚沼市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(自然環境の保全と健全な利用の促進)

第10条 市は、自然環境の保全を総合的に推進するため、樹林地、水辺地等の多様な自然環境の保全を図るとともにそれらを核とした生物生息空間等の有機的な連携の確保を旨として、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用の促進を図らなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者が環境保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

- 第12条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。
- 2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

- 第13条 市は、関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(環境審議会)

- 第14条 市の環境の保全に関する事項について、調査審議するため環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、魚沼市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長が委嘱する委員8人以内を持って組織する。
 - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) その他環境の保全及び創造に関する重要事項
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年魚沼市条例第37号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

豊かな自然と人が共生するまちづくり

第2次魚沼市環境基本計画(改訂版)

改訂年月 令和3年(2021年)3月
所管部署 魚沼市 市民福祉部 生活環境課
〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地
電 話 025-792-9766
E-メール kankyo@city.uonuma.lg.jp
表紙写真協力 魚沼市観光協会